

伊達市から避難されている皆さまへ

福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への
本賠償に向けた請求方法等の相談会の開催について

平成23年12月
東京電力株式会社

弊社の福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故により、皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを改めて心よりお詫び申し上げます。

弊社は、原子力損害賠償制度の枠組みの下で、8月5日に原子力損害賠償紛争審査会において決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を踏まえ、確定した損害に対する本賠償の手続きを進めさせていただいております。

個人の方々に係る損害につきましては、12月5日より2回目（本年9月1日～11月30日まで）のご請求の受付を開始させていただきますが、初回分（本年3月11日～8月31日）をご請求いただいていない方につきましては、本請求書類により一括してご請求いただけます。

飯館村から避難されている皆さま方へ、下記のとおり本賠償の請求項目、請求方法（記入方法等）について相談会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

※ 相談会場にお越し頂く際に、弊社よりお送りさせて頂いております、「賠償金ご請求書類」をご持参下さい。

記

1. 日 時 平成23年12月11日（日）～12月13日（火）
受付時間：9：00～16：00

2. 場 所 霊山中央公民館
12月11日（日）大ホール
12月12日（月）会議室
12月13日（火）2階 第一研修室

※初日の日曜日は混雑が予想されますので、極力月曜日以降にお越し下さいますよう、お願い申し上げます。

以 上

《お問合せ先》

東京電力株式会社 福島原子力補償相談室（コールセンター）

電 話 0120-926-404

受付時間 9時00分～21時00分